

吉田町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準（平成27年監委告示第3号）第32号第1項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年2月14日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

財政的援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果に基づく措置について
（別紙のとおり）

